

公園愛護団体の募集について

市では、地域の皆様方に公園の維持管理の協力を募集しています。
現在、多くの団体が市と共に協働活動をしています。

1 趣旨

幸手市内には、小さな公園から大きな公園までたくさんの公園があります。これらの公園の管理は、公園管理者である幸手市だけでなく、公園周辺の地域の皆様方の協力が必要となってきました。

公園は地域の皆様の共通の財産です。その財産価値を高めるための活動が、公園愛護活動です。この活動は、「自分達の住むまちを地域の人々との協働により、安全で安心、綺麗な場所にする。」というまちづくりでもあります。

2 公園愛護活動の内容

- (1) コミュニティ活動としての公園の除草（年2回以上）及び清掃
- (2) 公園に設置された公園施設の目視による簡易点検及び損傷箇所の通報
- (3) 公園の美化及び良好な利用についての啓発活動
- (4) その他、自主的活動など
 - ① 公園における花壇活動
 - ② 公園の樹木へのかん水
 - ③ その他、市と協議の上、公園愛護団体の役割として定めた活動

3 公園愛護活動の期間

年度当初（4月1日）から年度末（3月31日）までの1年間
（※年度途中からの加入も可能です。）
また、一年ごとに市と公園愛護団体で協定を更新するか協議を行います。

4 公園愛護団体の活動区域

公園愛護団体の活動区域は、市と協議して定めた公園全域となります。
ただし、斜面地などの危険な場所は除きます。
また、公園が大きく、一つの公園愛護団体では活動が十分にできない場合には、一つの公園に対して複数の公園愛護団体が管理する場合があります。この場合には、幸手市と相談して取り決めをします。

5 公園愛護団体の構成

5名以上で構成された地域を主体とした団体
(構成例)

- ① 自治会、町内会で結成
- ② マンションの管理組合で結成
- ③ 子ども会や老人会が主体となって結成
- ④ 地域住民の有志の皆様で結成

どのような組織で公園愛護団体を結成するかは、地域の特性を十分に反映し、活動が活発・円滑に行えるよう地域と協議して定めます。

6 公園愛護団体への支援

公園愛護団体の報奨金

幸手市は、公園愛護団体に対し、翌年3月に実施報告書を提出いただいた後、公園面積に応じた公園愛護活動報奨金(年額)をお支払いします。

区分	基本額(年額)	面積割額
面積が500㎡未満	20,000円	
面積が500㎡以上、 1,000㎡未満	30,000円	
面積が1,000㎡以上	30,000円	1,000㎡以上の面積に対し 100㎡ごとに1,000円を 加算します。ただし、50,000円を限度とします。

(※ただし年度途中から加入した場合は、期間に応じ減額されます。)

7 市の役割

- (1) 剪定、害虫駆除、補植等の樹木の管理
- (2) 公園施設の修理、改修および公園遊具の点検
- (3) 公園愛護活動に係る指導、助言
- (4) 公園愛護活動で発生したゴミの収集
- (5) 各公園の定期的な巡回

8 ゴミの回収について

公園をきれいにするために活動していると、どうしてもゴミが出ます。そのため、ゴミの置き場や回収方法等について、事前に市と協議して定めます。

基本的には地域のゴミ集積所においてください。

なお、ゴミは可燃物、不燃物、有害ゴミに分けていただきます。

9 公園愛護活動中の保険

市民が市との協働で行う市民活動（公園愛護活動を含む）のケガ等については、活動が市の管理下のボランティア活動にあたるため、市が加入している市民総合賠償保険が適用されます。

10 公園愛護活動の報告について

公園愛護活動が終了したときは、幸手市公園愛護活動実施報告書に活動の状況が確認できる写真を添付して提出していただきます。

11 公園愛護団体の登録からの流れ

